

中国の税制 (個人所得税)

リーグ法律事務所
武漢事務所
2019年6月



CONTENTS

01

制度概要

02

外国籍人員に対する
優遇税制



PART

01

制度概要

01

個人所得税法の変遷

Transition on Incorporation of New Individual TAX



前回の改正から7年
が経過

個人所得税法
改正公布
2011/06/30

個人所得税法
(改正草案)
意見聴取稿
公表
2018/06~07

新税率、
新基礎控除
先行施行
2018/10/01

改正
個人所得税法
全面施行
2019/01/01



個人所得税法
改正施行
2011/09/01

改正
個人所得税法
公布
2018/08/31

同実施条例
及び補充規定
公布
2018/12



【納税義務者の分類】

旧法	改正法
1. 中国国内に住所を有する、 或いは 住所はないが国内居住期間が 満1年の個人	1. 居住者 中国国内に住所を有する、 或いは 住所はないが国内居住期間が 満183日以上の個人
2. 中国国内に住所がなく且つ居住していない、 或いは 住所がなく中国国内の居住が 1年未満の個人	2. 非居住者 中国国内に住所がなく且つ居住していない、 或いは 住所がなく中国国内の居住が 183日未満の個人



【納税所得の分類】

改正前	改正後	
給与所得 役務報酬所得 原稿料所得 特許権使用料所得	総合所得 (役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は収入から20%の費用を控除後の残額を収入額とする。原稿料所得収入額は更に70%掛け(即ち実質56%掛け)で計算する)	超過累進課税 3%～45%
個人工商業者の生産・経営所得 経営請負所得の請負経営、 リース経営所得	経営所得	超過累進課税 5%～35%
	利息、配当所得	源泉課税20%
	資産賃貸所得	// (4,000元以上の場合*2)
	資産譲渡所得	// *3
	一時所得*1	//
*1: 旧個人所得税法では更に“偶然所得”が設けられていたが改正により廃止された		
*2: 且つ、費用として20%を控除後に課税所得とする		
*3: 収入額より資産取得価額と合理的費用を控除後、課税所得とする		



【総合所得の税率ブラケット(適用所得区分)】

等級	課税所得金額*1	税率	速算控除
1	36,000元以下	3%	0元
2	36,000元超 144,000元以下	10%	2,520元
3	144,000元超 300,000元以下	20%	16,920元
4	300,000元超 420,000元以下	25%	31,920元
5	420,000元超 660,000元以下	30%	52,920元
6	660,000元超 960,000元以下	35%	85,920元
7	960,000元超	45%	181,920元

*1上記の計算方法は税額自己負担方式で、課税所得をグロスアップ計算しない



特別追加控除の概要		
項目	限度額: 年額 / 月額(元)	控除可能期間
子女教育費	-- / 1,000	--
継続教育費 (学歴教育)	-- / 400	48ヶ月
(継続教育)	3,600 / --	--
重病医療費	80,000 / --	--
住宅ローン利息	-- / 1,000	240ヶ月
住宅賃借料	-- / 800～1,500	--
高齢者扶養料*2	-- / 2,000	--





- 従来の月次納付から、一納税年度を単位として月次で預納
⇒もし年度末の納税額に過不足があれば年度申告を行う
- 申告管理弁法の施行により累計預納控除方式へと変更
⇒2か月目以降の計算式は従来とは異なり、また年度末に従って納付額が増加する可能性に注意を要する。

【累計予納徴収課税所得額】

$$\begin{aligned}
 & \text{累計収入額} - \text{累計免税収入額} - \text{累計控除費用額} - \text{累計特別控除項目金額} \\
 & \quad \quad \quad (\text{三险一金}) \quad \quad \quad (5,000\text{元}^*) \\
 & - \text{累計特別追加控除項目金額} - \text{累計の法により確定したその他控除項目金額} \\
 & \quad \quad \quad (\text{前出6項目})
 \end{aligned}$$

【当期予納徴収税額(=月次預納額)】

$$\begin{aligned}
 & = (\text{累計予納徴収課税所得額} \times \text{予納徴収率} - \text{速算控除額}) \\
 & \quad - \text{累計減免税額} - \text{累計予納徴収済税額}
 \end{aligned}$$



PART

02

外国籍人員に対する優遇税制



01

優遇税制～年1回賞与に対する取扱い～

TAX Preferences

現在、賞与に対する課税方法として、国税発「2005」9号により年1回に限定し、12ヶ月で按分し算出した金額に対応する適用税率と速算控除を用いた、以下の税額計算方式が認められている。



2022年1月1日
以降



同取扱いを
廃止

【年1回賞与に対する納税計算方法】
賞与金額÷12か月での按分金額に対応する税率
－速算控除額

【年1回賞与に対する納税計算方法】
賞与は全て総合所得に算入し計算

* 本制度は外国籍・中国籍を問わず2021年12月31日まで適用可。2022年1月以降、共に不可。



01

優遇税制～外国籍人員に対する免税項目～

TAX Preferences

現在、外国籍人員に対しては、国税発[1997]54号に基づき、住宅手当や子女教育費を始めとした以下の免税項目が設けられている。

2021年末までは同免税措置を享受するか特別追加控除を適用するかの二択となっており、通常は前者を選択する。



免税待遇
の取扱い



2022年1月1日
以降



同取扱いを
廃止

【免税項目の詳細】

- 住宅手当
- 食事手当、クリーニング手当
- 中国への着任、離任時の引越し手当
- 出張手当
- ホームリーブ費用
- 語学訓練費、子女教育費

合理的且つ有効な証
憑が必要な上、税務部
門の確認、承認が免
税扱いの前提となる。

【当該免税項目の処理方法】

全て総合所得に算入し、もし特別追加控除を適用できる場合、当該項目の控除を受ける。

* 本制度は外国籍人員のみ2021年12月31日まで適用可。2022年1月以降は不可。



特別説明

- 本資料は公表時点までの有効な中国の現行法律や地方規定及び弊所の経験に基づき整理した一般状況をご参考までに提供するに止まり、具体的な案件に対する法律意見ではないことにご留意ください。正式な法律意見を求められる場合、弊所までご連絡くださいますようお願い申し上げます。



2019

TRY OUR BEST!

dream what you want to dream; go where you want
to go; be what you want to be, because you have only
one life and one chance to.